

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和元年7月30日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市東山区三十三間堂廻り町644		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本赤十字社京都府支部 支部長 山田 啓二 電話 075 - 541 - 9326					
主たる業種	一般病院	細分類番号	8	3	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から令和2年3月まで						
基本方針	府内赤十字関連の支部、病院・施設(3病院、1血液センター)が一体となり、省エネ活動を展開し、温室効果ガス排出量3%削減を目標に行動する。						
計画を推進するための体制	エネルギー使用量が原油換算で1,500KLを単独で超える病院を中心として、省エネルギー対策(照明の合理化、設備の更新等)を実施するための院内委員会等を設置している。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,449.0 トン	18,226.2 トン	17,880.9 トン		-2.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	18,449.0 トン	18,226.2 トン	17,880.9 トン		-2.2 パーセント	
実績に対する自己評価		設備の適正化及び建物内の省エネルギー化を図ることで、温室効果ガスの排出量を削減することができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	医療施設	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/10)	1.43	1.41	1.38	0.00	-2.45 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
実績に対する自己評価		支部及び各施設において省エネルギー化を取り組むことにより、基準年度に比べ温室効果ガスの排出量を削減することができた。血液センターについては、19年10月に庁舎を移転しており、原単位当たりの数値が小さくなったと考えられる。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	A棟空調ポンプインバータ制御に変更・病院内の一部をLED照明に変更(京都第一) B棟の電気ヒートポンプチャラーを高効率な機種に更新(京都第二)					
	(30)年度	B棟空調ポンプインバータ制御に変更・病院内の一部をLED照明に変更(京都第一) 大型の吸収式冷温水発生機に代えて、小型のGHPに熱源を変更(京都第二)					
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	自家用車による通勤は全面禁止している					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	公共交通機関等を利用することで、個人単位のCO2排出量を削減できた					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	事業所である京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院及び舞鶴赤十字病院を中心に事業者(日本赤十字社)として排出量削減に努める。						
特記事項							

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前々年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法に基づき算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。